

## 入札公告

次の工事を、一定の条件を付した公告により競争入札への参加者を募るとともに、指名基準に基づく競争参加者を指名することで競争性の更なる確保を目的とした条件付一般競争入札方式（指名併用型）に付します。

平成31年1月28日

（契約責任者）西日本高速道路株式会社 中国支社

山口高速道路事務所 所長 前村 寛之

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 平成30年度 中国自動車道 山口高速道路事務所管内のり面補強工事  
（協議合意方式）
- (2) 工事場所 中国自動車道  
自) 山口県周南市鹿野上  
至) 山口県美祢市伊佐町  
山陽自動車道 宇部下関線  
自) 山口県山陽小野田市千崎  
至) 山口県山陽小野田市埴生
- (3) 工事内容 本工事は、中国自動車道（鹿野IC～美祢IC間：3箇所）及び山陽自動車道（小野田IC～埴生IC間：2箇所）において、損傷した盛土のり面の補修を行う工事である。
- (4) 工事概算数量
- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 盛土工          | 約1,340 m <sup>3</sup> |
| コンクリートブロック積工 | 約190 m <sup>2</sup>   |
| 吹付のり砕工       | 約170 m <sup>2</sup>   |
| 盛土補強土工       | 約210 本                |
| 水抜ボーリング      | 約620 m                |
| かご砕工         | 約180 m                |
- (5) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事の始期日までの期間）を設定した工事であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事の始期日を任意に設定することができる工事である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後7日以内に工期通知書により工事の始期日を通知すること。

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期日から390日間

(ただし、平成31年8月1日(工事開始期限)までに工事を開始すること)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から390日間で工事を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する工事の始期日に関する協議は実施しない。

(6) 担当部署

西日本高速道路株式会社 中国支社 山口高速道路事務所 総務課 課長 豊住 正哉  
〒754-0001 山口県山口市小郡上郷字二又川東1221  
電話 083-972-5091

(7) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する価格落札方式(協議合意方式付)の対象工事である。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格以下の場合

最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。

最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合

当初の入札、再度入札及び不落札後の随意契約において最低の価格をもって入札した者の入札金額が契約参考価格を超える場合、入札者に対する指示書第18-3に基づき最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。

(8) 本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

(9) 上記(8)の単価表は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

(10) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額(以下「単価」という。)を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式(以下「単価包括合意方式」という。)により行うものとする。

ただし、上記(7)に示す協議合意方式により落札者を決定した場合は、同方式の協議により合意した単価により総価単価契約を締結する。

(11) 本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（12）本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。

入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約参考価格の設定を行う方式をいう。

## 2. 指名通知の実施等に関する事項

（1）指名通知の日

平成31年1月25日

（2）指名基準

土木補修工事有資格業者

指名通知の日において、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木補修工事」の資格を有していること。

不誠実な行為の有無

指名通知の日において、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域2」において、指名停止を受けていないこと。

審査基準日以降における経営状況

指名通知の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている場合は除く。

履行成績

西日本高速道路株式会社が発注した工事で指名通知の日の前年度から起算した過去2年間に完成・引渡しが完了した上記（2）に示す工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

本工事に対する地理的条件

指名通知の日において、施工区域内（山口県）における建設業法の許可に基づく本店を有すること。

本工事における技術的特性

指名通知の日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記のa)かつb)の施工実績を有すること。

なお、施工実績に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場

合に限り施工実績として認める。)

施工実績

- a) 下記 のいずれかを施工した工事
  - 盛土又は埋戻し工を施工した工事
  - 法面工を施工した工事

- b) 供用中の自動車専用道路等(注)又は国道の交通規制(路肩規制を除く)を実施した工事

(注)自動車専用道路等とは、自動車専用道路及び高速道路会社が管理する道路をいう。

審査基準日以降における安全管理の状況

指名通知の日において、支社等の発注工事等について、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められないこと。

審査基準日以降における労働福祉の状況

賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当でないこと。

契約不適格者

指名通知の日において、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。

### 3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加資格等に関する事項

#### (1) 非指名者の競争参加資格

非指名者のうち下記の に該当する場合は、本工事に関する競争参加資格確認申請書及びその他確認資料(以下「申請書等」という。)を提出することができ、契約責任者により競争参加資格があると認められた場合、競争入札に参加することができる。

なお、この場合、上記2.(2)のうち 及び における「指名通知の日」は「開札の日」と、 及び から における「指名通知の日」は「競争参加資格確認申請書の提出期限の日」と、 における「指名通知の日」は「公告の日」と読み替えるものとする。

上記2.(2)(指名基準)の から 及び から のすべてを満たし、かつ、下記(2)の から の条件を満たす者。

#### (2) 非指名者の競争参加資格条件

本工事に、次に掲げる基準を満たす専任の技術者を配置できること。

なお、本工事は余裕期間を設定することができる工事であり、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

ロ 主任技術者又は監理技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、平成15年度以降に元請として完成

及び引渡しが完了した下記の a ) かつ b ) の施工実績を有すること。なお、施工実績に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。)

施工実績

a) 下記 のいずれかを施工した工事

盛土又は埋戻し工を施工した工事

法面工を施工した工事

b) 供用中の自動車専用道路等(注)又は国道の交通規制(路肩規制を除く)を実施した工事

(注)自動車専用道路等とは、自動車専用道路及び高速道路会社が管理する道路をいう。

上記における施工実績のうち元請として完成・引渡し完了したものは、次に掲げるものでないこと。

イ 西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの

ロ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないもの

警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(1) 以下のいずれかの場合に該当する資本関係

) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(2) 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を

執行しないこととされている取締役

(口) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(二) 組合の理事

(ホ) その他業務を執行する者であって、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者

)一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社法更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(3) 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

) その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### 4. 非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成31年1月28日(月)から平成31年2月20日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く)。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-aspc.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>  
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「182021007」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、上記1.(6)の場所において入手することができる。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成31年1月29日(火)から平成31年2月20日(水)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記1.(6)に同じ。

提出方法：持参、郵便(書留郵便に限る。)又は託送(1)(以下「郵送等」という。)すること。

1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のもの。

その他

・申請書等と併せて、入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。

・入札前価格見積方式に関する技術確認を行う場合は、申請書等の提出期限以後平成31年3月5日(火)までの間を予定している。技術確認は書面、対面又は電話により実施する。

- ・技術確認の結果、再度、入札前価格見積方式に関する見積書の提出を求める場合がある。
- ・入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更が発生した場合、平成31年3月12日（火）午後4時00分までに持参又は郵送等の方法により、上記1.(6)の場所に金額を変更した入札前価格見積方式に関する見積書を提出すること。なお、提出が無い場合は、入札前価格見積方式に関する見積書の金額に変更がないものとみなす。

## 5. 指名業者及び非指名者の入札手続等に関する事項

### (1) 入札書提出の期限、場所及び方法

提出期限：平成31年3月26日（火）午前11時00分まで（ただし、郵送等による入札については、期限までに上記1.(6)へ必着させること。）

提出場所：上記1.(6)に同じ。

提出方法：持参又は郵送等すること。

### (2) 開札の日時及び場所

開札日時：平成31年3月27日（水） 午後2時00分

開札場所：上記1.(6)の会議室

## 6. その他

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本工事においては最低制限価格を設定しており、これを下回る価格で入札が行われた場合には、当該入札者を落札者とししない。

### (4) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする場合がある。

### (5) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

### (6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

- ( 7 ) 手続における交渉の有無 無
- ( 8 ) 契約書作成の要否 要
- ( 9 ) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- ( 10 ) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 1 .( 6 ) に同じ。
- ( 11 ) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記 2 .( 2 ) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 .( 1 ) により申請書等を提出することができるが、本工事の競争入札に参加するためには、上記 4 .( 2 ) の申請書等の提出を行った上で契約責任者により競争参加資格があると認められ、かつ、開札時において上記 2 .( 2 ) に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- ( 12 ) 詳細は入札説明書による。

以 上